

青税連

1997.10.1

ZENKOKU
OZEILE
'97全青税秋季シンポジウム
神戸大会を成功させよう

115

CONTENES

No.115
1997.10

◇新役員就任あいさつ

| | |
|-------------|-----|
| 橋本和枝会長あいさつ | 3 |
| 岩田敏男副会長あいさつ | 4 |
| 各部長あいさつ | 4~7 |
| 特別委員会設置 | 7 |



◇全国青年税理士連盟30回ソウル大会

| | |
|---------------|-------|
| あいさつ | 8 |
| 第30回定期総会報告 | 9 |
| 第30回定期総会議長談 | 10 |
| ソウル大会をふりかえって | 10·11 |
| 韓国江南税務署見聞記 | 11·12 |
| 全青税ソウル大会に参加して | 13 |
| 韓国旅行記 | 13 |
| ソウル大会日記 | 14 |

◇シンポジウム基調報告

〈東京青税〉宮川雅夫 15~18

◇日税連総会報告

〈東京青税〉名倉明彦 19

◇全青税秋季シンポジウム

〈近畿青税〉三木政司 20





会長就任ごあいさつ

会長 橋本和枝（東京）

1. はじめに

全国青年税理士連盟の会長に就任いたしました、東京青年税理士連盟の橋本和枝です。

この度、会長をお引受けするにあたり、全青税の存在意義について私なりに考えてみました。

1つは、全青税は全国組織ですから、広い範囲の人達と情報交換ができるということです。

次に、制度問題を取り組んでいく場合、全青税は多くの会員数があります。「数の力」がある、と言えると思います。

私はこの2つについて考えつつ、これから一年間活動していきたいと思います。

2. 情報交換について

まず、1つめの広い範囲の人達と情報交換ができるということについては、この点から組織の拡充をしていきたいと思います。

各単位青税では、各種の研究会、合格者祝賀会の開催、厚生活動など、さまざまな活動を行い、それらは会員拡大のためなどと、いろいろ工夫しながら開催していることだと思います。

今年度は、各単位青税の組織担当の方を中心に交歓会を開催し、どのような内容の研究会を開催しているか、合格者祝賀会の開催にどのような工夫をしているか、どのような厚生活動を行っているのかなど、お互いに情報交換をしあい、各単位青税の今後の会員拡大や研究活動などに活かしていただきたいと思っております。

3. 「数の力」について

2つめの「全青税の会員の数の力」については、各単位青税でもさまざまな制度の問題に取り組んでいると思います。

この制度問題については、各関係機関に対し要望書や意見書の提出、国会陳情など、全青税として過去に取り組んできていますが、全青税という多くの会員を持つ全国組織の団体として活動することは、その効果は大きいと思います。

しかし、この制度問題については各単位青税により、考え方方が微妙に違っている部分もあります。

今年度の事業計画で、「全国青年税理士連盟の理念達成をめざし組織の拡充を図る」として、次

のように議案書に載せさせていただきました。

「我々の掲げた理念を達成するためには、全国の青年税理士の英知を結集し組織の拡充を図らなければならない。このためには様々な地域や立場の枠組みを越えて、相互理解をするための努力を地道に続けていく。」

そこで、今年度は法対策部の副部長を各单位青税からそれぞれ選出していただきました。この法対策部会において、それぞれの地域事情や考え方などを話し合い、お互いの考え方を理解しあいながら制度問題に取り組んで行きたいと思います。

また、会員の皆様には、制度問題について全青税として現在どのような問題に取り組んでいるのか、それについては全青税としてどのような考え方をしているのかなどを、会報や理事会通信などの方法で、できるだけ速やかにお知らせしていきたいと考えております。

4. ソウル大会について

全青税の第30回ソウル大会が8月3日～5日、韓国、ソウルで開催されました。

韓国では、昨年、「国税基本法」が改正され、納税者の権利に関する条項が新設されました。さらにこれを受けて、本年7月1日に「納税者権利憲章」が公布されました。これはすばらしいことであり、我が国においても見習うべき法制度です。

全青税も納税者権利憲章の制定が早期に実現するよう運動を進めていきたいと思います。

また、ソウル大会では、「韓国と日本の税務士・税理士制度と税務行政の実態と相違」というタイトルで韓国税務士考試會と全国青年税理士連盟との間で国際シンポジウムが開催されました。このシンポジウムでとりあげられた点について、今後も学習を続けていきたいと思います。

5. その他今後の活動について

秋季シンポジウムや全国大会は全青税会員が一同に集まれる大事な行事と考えます。その成功に向けて力をそそぎたいと思います。

また、今年度は日税連との懇談会も行いたいと思います。

これから一年間、会員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

副会長 就任 ごあいさつ

副会長 岩田 敏男 (岐阜)

この度、全青税ソウル大会において副会長に選任されました岐阜青税の岩田でございます。今まで岐阜青税において数回役員を担当させていただきましたが、全青税の副会長という重責に身の引き締まる思いでいっぱいです。微力ながら一生懸命がんばりますのでよろしくお願ひいたします。

全青税はソウル大会で30周年を迎えたが、岐阜青税は、ちょうど20周年を迎える今年度はじめに記念事業を行いました。岐阜青税の20年のうち約半分在籍させていただきましたが、先輩方のご努力により今の岐阜青税があります。その伝統を引き継いで全青税と岐阜青税のために全青税とのパイプ役を果たしたいと思います。

また、来年は全青税岐阜大会が開催されます。私が岐阜青税に入会したばかりの頃、岐阜大会が開催されましたが、何もわからず先輩方のいわれるところに動いていただけでしたが、今回は執行部の一員として参画させていただきます。

今回の岐阜大会は、ソウル大会の定時総会で報告されました、全国大会検討委員会の改善案

1. 全国大会は、総会中心に運営し、参加費用は総会費を基本として設定する。
2. 懇親会は手作りのものとし、できるだけ費用をおさえる。

を念頭に置き、現在全国大会実行委員会で内容を検討中です。緑豊かな金華山と清流長良川、また、斎藤道三や織田信長の遺物が残る歴史のある町岐阜を活かした大会にと委員会メンバー知恵を絞っておりますので、どうぞ全青税の会員の皆様よろしくご支援ご協力のほどお願ひいたします。

以上簡単ではありますが全青税岐阜大会へのご支援ご協力を願いして副会長の所信とさせていただきます。どうぞ1年間よろしくお願ひいたします。



真に全国規模の 若手税理士交流の 場をめざして



総務部長 宮川 雅夫
(東京)

この度、橋本和枝会長とともに全青の執行部を務めることとなりました東京青税の宮川雅夫です。

私自身、全青の活動に参加するようになってからの日は浅いのですが、税理士制度をより良い制度にしてゆこうという全青の理念にはかねてより共感を覚えていました。

税理士制度が出来てから50年近い時が経ち、いろいろな点で問題が表面化してきています。特に、不公平な資格取得制度と、非民主的な日税連の意思決定システムを放置してきたことに起因する不合理は是非とも改善しなければなりません。

また、税理士法以外についても、商法、情報公開法、住民基本台帳法など様々なテーマが山積しています。さらにWTO体制下の自由職業のあり方などの国際問題にも目を向けなければなりません。

これらの制度問題は、いずれも国民のための制度を構築するという観点から議論されるべきですが、同時に税理士という職業群が若い世代にとって生きがいのある業界であるためにはどうするかという視点も重要であると思います。税理士制度は税理士自身の手で守ってゆかなければ誰も守ってはくれないので次世代にとって魅力のないような業界であっては発展する道理がありません。

青税は任意団体ですから、理念に賛同した会員によって組織されています。すなわち、おおよそ同じ方向を向いている税理士の集まりであるということが出来ます。しかし、地域や立場の相違などにより、従来は必ずしも充分な意思疎通が図られてなかったことも反省すべきです。

私は微力ではありますが、このような時代にあって、全青が真に全国規模による若手税理士の交流の場となることをめざして活動をしてゆきたいと思います。そのためには、まず、腹を割った話し合いの出来るような機会をたくさん設けることが先決です。総務部の仕事はそのための段取り作りであると考えています。

そして個人的には、全国のいろいろな地域に友人が出来ることを楽しみにしています。

今後1年間一生懸命やっていきますので、皆様のご協力をよろしくお願ひ致します。



就任にあたって

経理部長 勝 又 和 彦
(東京)

この度、全国青年税理士連盟の経理部長を務めさせていただきましたことになりました東京青税の勝又です。橋本会長の下、一年間精一杯務めさせていただきます。会員の皆様のご協力をお願い致します。

全国青税の諸活動は、各単位青税及び個人会員からの会費収入を財源としています。今期も苦しい財政状態が続くと予想されます。その中で税理士法改正問題・国民総背番号制につながる「住民基本台帳コード制」問題・情報公開法の法案の行方・全青の組織問題等全国青税の取り組むべき課題は数多くあります。

これらの諸課題に充分取り組めるように、経費の節約を図り、適正な予算の執行をするように務めてゆきたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。



抱 負

研究部長 野崎貴彦
(神奈川)

97年度、新たに研究部長に就任した野崎です。前任大活躍の北村前部長のあとを受けての就任でいささか不安な面もありますが、どうぞ宜しくお願ひいたします。

全国青税における研究部の役割は秋季シンポジウムを成功させることだと理解をしております。今年度の秋季シンポジウムは11月9日、「神戸発21世紀への提言—消費税の現状分析と問題点」と題して神戸の国際会議場にて開催されます。一

人でも多くの会員諸兄の参加をお待ちしております。

ご存じの通り全国青税は、九つの単位青税と個人会員でなりっており、そのそれぞれが日常研究活動を行なっている訳であります。全国の会員が一堂に会する機会は年に2回しかありません。それだけに秋季シンポジウムは数多くの全国青税の事業の中でも大変重要であり、特に開業後比較的年数の浅い会員にとっては他地域の青税会員の様子を知る絶好の機会であります。

以前こうだったからとか、ここはこういう取扱になっている、というような実務上のノウハウの公開を目的とする研修会は山ほどありますが、税理士として、税務の専門家としての立場から、そしてまた納税者の代理人としての立場から、統一テーマに多角的にメスを入れるイベントというのはそう多くあるものではありません。是非、全国青税会員の英知を結集して、講師の話を聞くというスタンスではなく、既成概念にとらわれない新しい発想で自発的に研究し、シンポジウムの壇上で胸を張って発表していただきたいと思います。

是非、青税でなければ出来ないシンポジウムを実現させましょう。



組織『充実』 をめざして

組織部長 渥美雅裕
(名古屋)

本年度、はからずも全国青年税理士連盟の組織部長に選任されました名古屋青税の渥美雅裕です。

昨年度は、名古屋青税から高取会員が会長に選任され、名古屋青税も本腰を入れて全青税活動に取り組んで参りました。その際には、全国の各単位会の皆様方にも絶大なご協力を頂きましたことをこの紙面をお借りして御礼申し上げます(名古屋青税前会長として…)

その高取前執行部が重点課題のひとつとして取り上げていた「全国行脚をして組織拡大」も、1年間という短い期間では思うような成果を上げることができませんでした。そんなこともあって名古屋青税にこの組織部長のポストがまわってきたのでしょうか。(たまたま最終決定の場に私がい

なかつたため、欠席裁判で私に決定されたようです。)

さて、本年度の橋本執行部の組織に対する取り組み方針は、「組織の拡充」とのこと。つまり、組織問題には、外に対するもの（拡大）と、内に対するもの（充実）があり、従来はどちらかといえば「拡大」に重点を置きすぎたことの反省によるものと考えます。私も、こうした視点に立ち、今まで行なわれてきた、全国の未加入単位会への参加呼びかけや、脱会された単位会への復帰要請も行ないつつ、逆にこれ以上の脱会がないよう、今現在かかえている全国青税内部の組織問題を考え、会員でありながら、なかなか全国青税への参加を躊躇している会員が減少していくように、組織の充実をめざして努力していく所存でございます。どうか御協力の程、宜しくお願ひします。

みんな岐阜に 来てちょ！

厚生部長 竹市憲正
(岐阜)

来年8月2日（日）、岐阜で全国大会を10年ぶりに開催させていただきます。10年前に活躍していただいた会員も最近は隠居？でも新しいメンバーでなんとか成功を目指します。

厚生部長の私の役目はズバリ8月1日（土）の『鵜飼と花火で、パッと前夜祭』および8月2日（日）の懇親会の企画設営です。これだけ読むと断然『前夜祭』が楽しそうに思われますが、その通りです。岐阜では毎年長良川河畔で7月最終の土曜日と8月最初の土曜日の合計2回、盛大に花火大会が開催されます。この時は、ホテルや鵜飼船は満杯となります。清流長良川と金華山に広がる大輪、まあ、最高やわ。この企画は当然岐阜青税の会員との共同作業になりますが、メリハリをつけた楽しい事業にしたいと思っています。総会・懇親会も期待してちょ。

『日本のまん真ん中がええよ』のチラシを見たあなた、そして就任挨拶か岐阜大会のPRか、ようわけのわからんこの文章を見て「おれも行きたい」と思った人、予定表に書き込んでいてちょ。

以上、厚生部長就任のあいさつでした。



理想は高く 姿勢は低く！

法対策部長 山本大志
(東京)

私と同じ年齢の友人である弁護士が1年前に急死し、その彼のモットーが、この表題の言葉であった。

弁護士の使命は、基本的人権の擁護を通じて社会的正義を実現することにある。真に彼はこの字句通りに生きた男であった。

自分自身を振り返ってみる。

- ① 長州（山口県下関市）に生まれ
- ② 岡山で大学生活（一応、法学部）を送り
- ③ 倉敷の会計事務所に就職し
- ④ 甲州（山梨県甲府市）で、会計事務所、法律事務所を渡り歩き
- ⑤ ずっと税理士試験を受験しながら
- ⑥ 暮らしのために、魚市場で働き
- ⑦ 3年前に、やっと税理士になったが
- ⑧ 未だに「これでいいのか」と日々悩んでいる。

そこに舞い込んで来たのが、この法対策部の仕事。何か新しい世界が拓けるかもという期待と、旅行は大好きということで、(やってみよう)と簡単に引き受けてしまった。

しかし…。

「どうやってその旅費を稼ぐつもり？」
「えーっ、毎月、どこかに行くんだって？」
「ずるい、ずるい、おとうさんだけ…」
「運動会に重なったらどうするのよお」
「先生、決算、大丈夫ですかあ～？」
「お父さん、私は受験生なのよ。」
「ワン、ワン、誰が私にエサをくれるの？」
という、扶養家族とスタッフと飼い犬からの不満爆発、問題山積！

さて、家庭と事務所の危機をいかに高い理想と共存させるか、みなさんと一緒に打開の道を探したいと思うので、名案のある方はぜひ、お手紙を下さい。

何はともあれ、冒頭の彼の遺志を引き継いで、日本国憲法施行50年の年に、憲法でメシの食える生活を夢みています。

みなさんよろしくお願ひします。



あとがきに かえて

広報部長 麻木 義弘
(近畿)

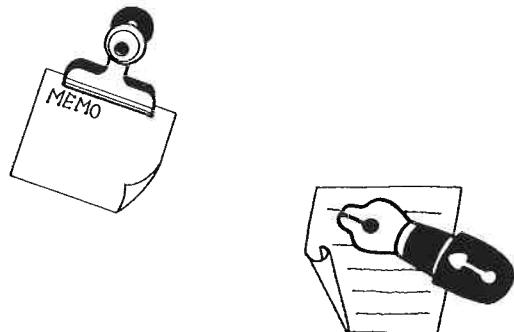
このたび、全国青年税理士連盟の広報部長に就任しました近畿青税の麻木です。

本年第一回目の広報はいかがでしょう。表紙を刷新し、版もA4となり少し大きく読みやすくなつたことと思います。

広報の意義は、幅広く会員の意見、考え方、研究成果を載せたり、全青税の主張を伝えていくことにあり、全青税の活性化に役立つ広報誌であり

たいと考えております。全青税役員はもとより、全国各地の個人会員の声も届けられる誌面作りを考えています。

皆様方の協力なしではよい広報はできません。原稿は依頼されたおりには、お気軽に引き受け下さることをお願い申し上げます。



平成9年9月7日の理事会において下記の特別委員会が設置されました。

| 委 員 会 | 委 員 長 | 単位会 |
|---------------|-------|-----|
| 税理士法対策委員会 | 井上高明 | 近畿 |
| 商法対策委員会 | 芥川靖彦 | 東京 |
| 情報公開法対策委員会 | 穂苅正治郎 | 千葉 |
| 納税者番号制対策委員会 | 福島秀一 | 東京 |
| 制度対策委員会 | 佐藤恭子 | 東京 |
| 秋季シンポジウム実行委員会 | 北村博昭 | 近畿 |
| 三青会担当 | 石澤英一 | 神奈川 |
| 日税連対策委員会 | 麻木義弘 | 近畿 |
| 30周年記念事業実行委員会 | 岩田俊一 | 東京 |

全国青年税理士連盟第30回大会

ソウル大会！



(於ソウル・全国青年税理士連盟第30回大会)

ご挨拶

Kitano, Hirohisa 北野 弘久

税法学者・日本大学法学部教授
日本租税理論学会理事長
日本学術会議会員・法学博士



全国青年税理士連盟第30回大会がソウルで開催されることには、後に述べますように、歴史的にも大変意義あることだと思います。この記念すべき大会にお招きをいただき、光栄に存じます。日本の青年税理士連盟は、正規の税理士国家試験に合格された税理士を中心に構成されている団体です。青年税理士連盟は、いわば正統派の税理士の団体として日本の税理士制度、税務行政、税制などの改善・民主化のためにすばらしい業績をあげてきました。本日ご出席の日本からの来賓の顔ぶれからも容易に推察されるように、税理士会の運営の中心を担う多くの幹部税理士をも、この団体が送り出しております。まことによろこびにたえないところであります。

今回のソウル大会は、韓国の正規の税務士国家試験合格者によって構成されている韓国税務士考試会のご協力をいただいております。実質的には、日本の青年税理士連盟と韓国税務士考試会との共同開催とみてよいでしょう。明日には両団体によるシンポジウムが予定されております。

日本の税理士制度のあり方や、日本の税務行政等のあり方については、微力ながら私たちはその学問研究をすすめてきました。その理論的成果に

は高水準のものがあると自負しております。しかし、現実の日本の税理士制度、現実の日本の税務行政等の実態は、大変おくれております。韓国のはうが、日本よりもはるかに、先進的なものとなっています。例えば、韓国では国税基本法において、納税者の権利保障条項を整備するとともに、「納税者権利憲章」を納税者に交付することを義務づけました。日本には、そのような納税者の権利保障規定がいまだ整備されておりません。韓国の先進性に敬意を表したいと思います。税理士業務の国際化の流れにおいて、私たちは謙虚に韓国から学ばなければなりません。

30回大会がソウルで開かれることについて、1930年代生まれの日本人として、私は言葉に表現できない感銘を覚えざるを得ないのであります。私たち日本人の先輩が、朝鮮半島に対して犯した大きな罪を想起するからです。それだけに、両国の税理士によってソウルの地で友好的な共同研究が行われることは、20世紀が終わろうとする今日、20世紀前半の歴史的経緯に鑑みて大変感動的なことと言わねばなりません。本大会のご成功を心からお祈り申し上げます。

第30回 定時総会報告

前総務部長 若原照司（名古屋）



総会模様

全国青年税理士連盟の第30回定時総会が無事ソウルの地にて終了しましたことをますご報告させていただきます。当初第30回定時総会を海外で行うことにつき賛否両論の意見があり、はたしてどれくらいの会員がソウルの地に結集していくだけか不安もありましたが、約350名の会員とその家族の方々が参加していただけ、心からお礼申し上げます。

第30回定時総会に先立ち、全国青年税理士連盟第3回理事会を行いました、「第30回定時総会議案書」につきご承認をいただきました。そしてその議案書に従い、第30回定時総会を開催いたしました。

定時総会は定刻よりやや遅れて、司会者の木下盛弘（東京）会員、アシスタントの谷口浩子（東京）会員の進行により開始されました。はじめに中野修宏副会長が開会の辞を述べ、引き続いて本日ご出席いただいたご来賓の方々のご紹介をいたしました。例年と異なった点は、韓国税務士会及び韓国税務士考試会から多数の会員の先生方がご出席いただき、韓国側からの強い要望で全員の方のご紹介をしていただきたいとのことで、ここできなりの時間を裂くこととなりました。次に高取俊二会長がこの一年を総括し、また会長として最後のあいさつを行いました。そしていよいよ議案の審議に入ることとなり、議長には田中良知（名古屋）会員、乗岡五月（近畿）会員、樋口秀夫（東京）会員が選出されました。第1号議案1996年度事業報告承認の件、第3号議案規約一部改正の件につきましては、私総務部長の若原の方から

提案説明を行い、第2号議案1996年度収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録承認の件につきましては、若田喜裕経理部長から提案説明を行いました。いずれも原案どおり賛成多数で可決されました。第4号議案役員改選の件につきましては、益子良一會長等推薦審議委員会委員長より、選考過程につきまして説明があり、橋本和枝（東京）会員を次期会長に推薦するとの提案があり、拍手により決定されました。ここで全国青年税理士連盟初めての女性の会長が誕生いたしました。橋本新会長により新執行部の紹介があり、引き続いて宮川雅夫新総務部長より、第5号議案1997年度事業計画承認の件、第6号議案1997年度収支予算案承認の件、第7号議案大会宣言採択の件につき提案説明があり、すべて原案どおり採択されました。そして最後に斎藤潤（東京）会員により大会宣言が朗読され、議案審議は滞りなく終了いたしました。

議長団が退席後、平山東京税理士会会长を始めといたしまして、ご来賓の方々からご祝辞をいただきました。韓国税務士会会长及び韓国税務士考試会会长につきましては、日本語通訳を入れましてご祝辞をいただきました。そのおり考試会会长より、本日総会出席の全国青税全会員にお皿の焼き物の贈り物があり、贈呈式が行われました。

そして、さる7月25日 日本税理士会連合会の会長に就任されました森金次郎先生より、全国青年税理士連盟の総会に対してメッセージを寄せていただきましたので、ご披露をさせていただきました。森日税連会長におかれましては、第31回大会には是非ご出席いただけますようお願い申し上げます。

最後に岩田敏男新副会長が、第31回岐阜大会での再会を約して閉会の辞を述べて定時総会を終了いたしました。出席していただいたご来賓の皆様方並びに会員の皆様方、そして大会運営にご努力いただいた東京青年税理士連盟の会員の方々に、心よりお礼申し上げまして定時総会報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

第30回定時総会議長談

名古屋青税 田中良知

8月3日早朝、名古屋は真夏の太陽が照りつけ大変良い天気でした。自分の生まれた日は大雨であったせいか、事あるたびに雨が付きまとう人生でありましたが、今回はいつもと違う幸先の良いスタートとなりました。

私は全青への参加が年に1回の全国大会、それも懇親会・ナイトツアーモニ参加という不良会員なのです。そんな私が総会の議長を務めることになったのは、名古屋会の会長である尾崎会員より、全青の高取会長を名古屋会として全面的に支援す



シンポジウム

るため、総会報告者に多数の優秀なメンバーが必要となり、議長までメンバーがまわらなくなつたので、議長を務めてくれるよう要望があり、日頃尾崎会員に借りのある関係から断りきれず引き受けてしまいました。

韓国に到着し入国審査をすませた頃、雨が降り出していました。まずはソウル見学と楽しみにしていたのに、議長は事前の打ち合せがあるためホテルに直行せよとのことでしぶしぶホテルへ。バスがホテルに到着する頃は降り出した雨も大雨に。雷もともない天からの鳴り物入りの歓迎を受け、自分の雨男ぶりに感心してしまいました。

昼食もそこそこに、総会前の事前の打ち合せが始まりました。前年度の総会をふまえ、限られた時間の中でどうしたら議事がスムーズに進行できるのか、採決は挙手か拍手か、事細かに真剣な打ち合せが行われました。採決が割れた時など過半数を決定するためには、さながらバードウォッチングの如く望遠鏡とカウンターが必要ではないかとまじめに考えたのですが、一笑にふされてしまいました。

さて、いよいよ総会のはじまりです。会場は200人程度の席が用意され、壇上には執行部と韓

国税務士会の来賓の面々、30回大会にふさわしく盛大な総会となりました。また、初の国際大會らしく会場には同時通訳の席が設けられ、韓国の来賓の皆様にイヤホーンを通じて総会の内容が通訳されました。

総会は、議事録署名人の指名から始まり、第1号議案1996年度事業報告承認の件、第2号議案1996年度会計報告承認の件、第3号議案規約一部改正の件、第4号議案役員改選の件、新旧執行部交替、第5号議案1997年度事業計画承認の件、第6号議案1997年度収支予算案承認の件、第7号議案大会宣言採択の件、以上の内容で進められました。盛りだくさんの内容のうえ、全ての質問を取り上げ議事を進めなければならず、時間配分にはたいへん気を使いました。

第1号議案では、全国大会のあり方について、単位青税の負担にならないような具体的な改善案とは何かという質問がなされました。また、第5号議案では、国民総背番号制につながる「納税者番号制」導入を阻止するための運動について、今後の国会での動向についてのタイムスケジュールと、具体的な活動について適切な提案・要望がなされました。いずれも、全青についての今後の活動に大きな影響をもたらす重要な課題あります。橋本和枝新会長に期待するとともにエールを送りたいと思います。

総会は混乱することなくスムーズに進み、原案通りすべて承認可決され、議長団としても無事大役が果たせ嬉しく思います。全青30回大会がソウルで開催されたことは、様々な問題を提起しましたが、全青の節目として意義があったと思います。30回の記念大会の議長を務めたことは、私個人としても忘れられない記念となるでしょう。

全青税ソウル大会を振り返って

8月2日12時50分にソウルヒルトンホテルに到着した。まだ、東京の実行委員の方々も6人しかいなく、ソウル大会の舞台裏は閑散としていた。2時になると東京の実行委員数十名が徐々に到着し、大会実行本部は活気を帯びてきた。

私は、昨年10月の名青税30周年の記念旅行、雪が舞うソウルでの韓国税務士試験会総会、桜が咲き乱れる中でのソウル下見旅行、そして真夏のソウル全国大会と韓国の四季を肌で感ずることができたが、全国大会というものはこれ程周到な準備が必要なものかと痛感した。おおよそ、全青税の花形役者は会長ではなく、全国大会の実行委員

前会長 高 取 俊 二 (名古屋)

長と開催青税の代表であるとも言われる。今回も小池実行委員長と橋本前東京青税会長は5、6回



新旧会長バトンタッチ

韓国を訪問し、今回のソウル大会の成功に向け意欲的であった。私は、4年前の名古屋主催の三重大会では全く役に立たなかったので、今回こそ全国大会のお役に立てればと、意気込んだ。

今回のソウル大会の特徴は30回記念大会であり、初の海外開催ということであった。韓国税務士会（日本の日税連に相当する）の会長と、平山東京税理士会会长などを来賓にお迎えして総会は開始された。途中、同時通訳の手違いで韓国税務士会会长の祝辞がなかなか日本語に翻訳されないハプニングがあったが、総会の議事は三人による議長団のスムーズな議事進行と司会者の名手腕により、あっという間に総会は終了した。

翌日は、青税初の同時通訳による国際シンポジウムがあった。今年の7月から韓国では納税者の権利憲章が施行されたが、それは大統領の意向により納税環境を国際レベルに引き上げるというこ

とであり、上からの改革であるということであった。（日本は納税環境がまだ国際水準以下ということらしい。）午後の税務署見学と夜の考試會による歓迎会ではVIP待遇を受け、本当によい時期に会長を務めさせてもらったことを感謝したい気持ちで一杯であった。

8月5日9時30分名古屋空港にて、名古屋青税及び岐阜青税の一行が到着した旨をソウルヒルトンホテルの大会実行本部に国際電話をしたが、すでに電話は撤収されていた模様で、3日間にわたるソウル大会も無事成功裏に終わったようであった。

最後になりますが、1年間私を支えてくれた執行部の皆様、単位青税代表者の皆様及び暖かい声をかけてくれた会員の皆様に感謝いたします。本当にありがとうございました。

「アジア四小龍」韓国の国際化への対応が税務行政を「公正、信頼」へ旋回させる

◆韓国の発展要因◆ ヴォーグル（現CIA分析官）説

韓国江南税務署見学記

近畿青税 浦上立志

いちはやく産業改革を達成したイギリスを欧米諸国が追跡し、第2次大戦後に日本が先進国化を遂げたのち、日本よりもさらに速いペースで台湾・韓国・香港・シンガポールの追い上げが始まった。（NIES）さらにマレーシア等の追跡をNICSとも称する。

これらに共通するのは、①共産主義との闘いの最前線におかれたこれらの国へのアメリカの援助、②日本の植民地支配が旧秩序を破壊し、新しいエリート達がその指導理念で建国を進めることを可能ならしめたこと。③政治的、社会的緊迫感すなわち分断国家のゆえに、自ら厳しく努力せざわば周辺の大國にのみこまれてしまいかねない。④勤勉で豊富な労働力 ⑤被植民地下の体験から、日本を成モデルとしたことを、中公新書「アジア四小龍」で、あのジャパンアズナンバーワンのヴォーグル教授が述べている。同書は続けてこうした有利な「後発者利巻」を内部化し得たのには、東アジアの制度的、社会的要因の次の4点で掲げている。

①儒教的伝統、徹底した能力主義の受容 ②厳しい選抜試験の存続 ③個人的自由を制約しても集団への忠誠心を優先する社会的意識 ④住民の自己研鑽への渴望と努力。

一成功の揺らぎ一

同時に、この成功自体が成功要因のいくつかを、今や崩壊しつつある。すでに日本では、このシステムでは、成り立ち難くなっている。つまり、低賃金ならNICSの方が低い。モノづくりでは

ない金融資産の蓄積への関心の移動、サービス経済化、民衆の政治的要求の高まりの中で、今後の国際化にどう対処するかは、韓国の方が大国日本？より先に、切実に問われることとなったのであろう。

一「歓迎」の横断幕

全青税ソウル大会・韓国税務士考試会共催の税務士・税理士制度と税務行政の比較シンポジウムの成功裏の終了の興奮さめやらぬ中、8月4日午後の2時間半、168名の職員規模の江南税務署を私達のチームは見学した。見学には考試会副会長、韓国税務士会常務理事の他、立命館大学の三木教授も同行された。金大統領の写真が掲げられた、会議室に我々一行30名と係長以上の役職者30名弱が、対面して座して説明を受けた。

なお、署の建物には、漢字で「歓迎 日本全国青年税理士連盟」の横幕が大きく掲げられていた。

署員は全員、胸にカラーの写真付身分証明書をぶら下げている。



全青税岐阜大会のPR

青税側から予め、質問していた項目に、極力、漢字を使用した文書が配られ、それとハングル、日本語と訳してもらひながら、質疑を進めた。私が、重要と感じた諸法は以下の通り。

- ◎ 本年より国税基本法の改正を受け、納税者権利憲章（OECD型の調査の事前通知、専門家の助言を受ける権利の告知等が、すべて盛り込まれている。我が国では、このような諸権利はあって憲章の形をとらなくても、すでに現行法の運用の中で適正執行されているから必要なしとして一蹴されている。）が、施行され、これを、署が率先して、納税者にPRし自ら厳守することで「公正、信頼」を得る必要があると説明あり。
- ◎ いずれ法律的位置付けが明確化されるであろう課税適否審査制の実際の運用状況をきくと、96年度、審査請求73件中、納税者の意見が通ったものが53.42%にもよるとのこと。
そして、その審査委員は内部3名、外部3名で、その外部委員は、実質的には税務士会等の外部団体のすいせんによる人選だとのこと。
- ◎ 調査件数は969件、うち通知しなかったもの54件（租税犯則調査など例外的なものだけ）
日本と同じく、犯則事案は別法体系だが、本人が同意した場合は、令状なし調査も可だとのことで、よく日本と似ている。
- ◎ 署内の見学は、すべて写真自由。すべてオープンで、署員はにっこり挨拶してくれる。会議室で握手して記念写真。玄関前で我々だけの記念写真。若い署員が、雨の中写真を希望した者のカメラを両手にぶらさげて、律義に各2回ずつ、シャッターを押してくれた。
- ◎ コンピューターの端末台数が多い。機械の型はずいぶん古いものようではあったが…。
- ◎ 譲渡所得の自主申告に手を焼いているのか、

最終金受領前に申告したら、15%税金を安くするとしたところ、ずいぶん申告率が高くなかったとのこと。

個人納税者は、所得税法施行令による公表された所得標準率適用が多いそうである。なお付加価値税にも、標準率があったが、本年7月1日より廃止したこと。

- ◎ 署内では額に「国税行政基本方向」として、公正、信頼税政、国民奉仕、公職者像などの標語がかかげてある。

とにかく、自主、民主の国づくり、納税体制を国際的基準に合わせて実現しなければ、経済の国際化の中で生き残れないとの思いがあるのでないか。

一朴大統領の過去ー

この国の高度成長の体制づくりをした朴大統領は、日本植民時代、高木中尉（日本の陸士卒）の名で、旧満州でいわゆる赤狩り（主に朝鮮人民といわれる）の先兵として活躍。大統領としては日韓条約を結ぶことにより賠償という名の援助を受け、慰安婦やサハリン残留民の処遇等に目をつぶった。彼はそのクーデターによる暗殺前に、（この見学に同行した通訳のガイドが、よく漢字を読めない言い訳をして言っていたが、）民族意識高揚のためか、漢字教育をやめ、ハングル一本化したため、その時の教育の行きすぎによる犠牲の世代だと言っていた。新しい大統領が、前の大統領を裁く、この国の強権談合政治と一面進んだこの税務行政が、どういうところから生れてきているのか？この疑問解明は皆様にお任せしたい。

なお、私としては、その後、尊敬する北野弘久教授と個人的境遇も語らって、直に長時間の教えをいただいたのは、ソウルでの望外の幸せでありました。

(1997年8月6日記)

全青ソウル大会に参加して

全青ソウル大会が8月3日(日)～5日(火)にかけて韓国税務士考試会の協力を得てソウルヒルトンホテルで第30回定期総会が開催された。

4日に、日韓の税務士制度、税理士制度のシン

東京青税 河原邦文

ポジウムが開催され、韓国税務士考試会から150名が参加し、全青会員も多数参加し、日本の制度及び韓国の制度の使命、業務、資格制度等の比較検討が行われた。

又、韓国では本年7月1日より納税者権利憲章が公布し、実施され、納税者の権利が保障されているとのことありました。

その日の午後、雨の中、ソウル市内の三成税務署に向かいました。趙容玉税務署長が夏休み中であるのに休日を返上して私達の案内をして下さった。

三成税務署の組織内容は、所得税課、財産税課、法人税1課、法人税2課、付加価値税課、総務課となっており職員数は167名うち女性は40名で、組織は日本の税務署と似ております。



趙容玉署長以下4名と鄭求政ソウル税務士会会长、朴良信税務士、李範沫税務士の3名と、橋本会会长以下33名を6階の会議室で質疑をし、次のような説明がありました。

三成税務署の昨年の調査件数は600件有り、内訳は、法人139件、個人337件、付加価値税124件で事前通知ナシでの調査は12件で犯罪的なもの、証拠隠滅のおそれのある者を対象にしているとの説明がありました。又、納税者権利憲章は韓国が先進国並になるためにこの憲章を作りましたのこと。

次に、課税適否審制度については行政機関が作り、その構成は署長と署側3名、税務士、会計士、弁護士の各1名で計7名の構成で、不服申し立ての約7割は納税者の有利な判断がされているとのことですとの説明があり、その後署内の各部署を見て廻り署員の1人1人の机の中にパソコンが組み込まれている様子を見学させて戴き成税務署長、職員に感謝いたします。

5日は南北2つの国家に切り離された朝鮮半島

韓国旅行

今回の全青税ソウル大会に家族で参加した。家族といつてもまだ誕生日前の息子は置いていき、嫁さんと二人の参加であった。

8月3日、名古屋空港をJALにて出発、ソウルに着くなり土砂降りの雨。簡単な市内観光のあと、ソウルヒルトンホテルにチェックイン。受付を済ませると大会参加記念の絵皿をもらう。朝が早かったためちょっと寝不足気味。

とかなんとかいっても旅行の楽しみは、食べること。難しいこと抜きで本場の焼き肉カルビタンや石鍋ビビンバを楽しむことにした。

まずは「大懇親会記念パーティー」の始まりであった。しかし期待に反してバイキングパーティ。アトラクションの抽選会で韓国名物「青磁」の茶碗が当たる。なんと木箱入り。

翌日も朝から雨。午前中から街に繰り出し、お昼に入った大衆食堂では、おばちゃんに鍋焼きうどんをすすめられるまま頼む。ソウルは、新潟とほぼ同緯度で夏でも涼しく、さらに雨に降られたこともあって暖かさが身にしみた。が、本当は冷麺を食べてみたかったのに。そのうどんの具はまさにヤミ鍋状態で、食べ進めると、エビ天に餅にナツメ、クリに牡蠣等々が出てきて滋養満点、スリル満点だった。もっぱら省資源のため、割り箸の代わりにステンレスの箸がおいてあったのに感心。

腹ごしらえをした後は、南大門市場に向かった。

第30回 全国青年税理士連盟
大懇親記念 パーティー



を見て国際政治の厳しさにふれるツアーに参加し、イムジン川をはさんで北朝鮮の村が見える展望台で民族分断の歴史を感じそこは写真撮影禁止とのこと。又休戦ラインの非武装地域で働く人々は納税が免除されているなどの話をうかがうことができた。

その後金浦空港へ行き一路成田に無事に着いたが翌日のニュースでソウル発のグアム行きの大韓航空機が墜落したとのニュースにびっくりしながらソウルの3日間をつづってみました。

名古屋青税 築本裕信

後で知ったが、当日は大雨警報が出されていたにも関わらず、市場は活気にあふれ人でごった返していた。ずらりと連なる店には、あらゆるもののが所狭しと並んでいる。

中でも革製品が多く、ブランドをちょっともじって縫いつけてあるカバンに思わず笑う。サンサン降りの中、あちこちのリヤカーにはブドウ、リンゴ、スイカが一杯に積まれていた。いくつも並ぶブタの頭や、カラフルな化粧品。露天のおばさんが蒸かすサツマイモを若いアベックが頬ばっていく。

その日の夜は、ソウルの銀座といわれる明洞(ミョンドン)にみんなで出かけ、勇んで有名焼肉店に入ったものの、どうも味付けが甘く予想外の結果に終わる。

最終日の朝、朝食会場の出口で韓国税務士会からのお土産の「壺」をもらう。部屋に帰り、前日の夜に苦労してパッキングした荷物をもう一度詰めなおす。

皆さんから頂いた「皿」「茶碗」「壺」をもらってJALにて名古屋に向かう。2泊3日のソウルの旅。妻がソウルで髪をカットしたので、ソウルカットの頭を見ると、あつあつご飯にキムチで食べたくなってしまう。



ソウル大会日記

東京青税 本田 誠

1997.7.31 (木) 夜21時 大会参加者の最終リストを見ながら、大会運営の総合タイムスケジュールを校正、深夜2時まで。事務所泊

8・1(金) 朝5時起床、前々泊準備のため、成田空港へJR。今回で5回目の渡韓、空路ソウルへ。市内観光昼食レストランの下見、海鮮なべが旨い。大会事務局備品の購入の後、ヒルトン・ホテルに夕方4時着。7/26日に発送した航空便10個が届いていない。税関チェックに時間を要しているらしい。旅行社・ホテル担当者との打合わせ。定時総会式次第に誤りあり、訂正方を指示。夕食はサムゲタン、チヂミを肴に焼酎を飲む。

8・2(土) 朝5時起床、散歩へ出かけようと思ったら、外は雨。これまでのソウルで1度も雨に降られていなかったのに、残念ながら散歩は中止。翌日のオプション・ツアー担当者への即席韓国語案内を作成する。10時大会事務局の設営。航空便10個がやっと到着、すべて開封確認してあつた。11時前泊者を出迎えに金浦空港へ。昼食に韓国風シャブシャブとビビンバブ。家族・職員と共に中央博物館見学。女性4名男性1名は韓国エステティックへ。大会事務局準備作業佳境の最中に、ホテル着あわてて合流。大前夜祭は総勢52名の「大苑閣」カルビ・ブルコギで大宴会。夕涼みに、南大門市場を散策。焼酎の飲みすぎか、少々胸焼け気味。23時就寝。

8・3(日) 朝5時起床、6:30家族・職員と一緒に、韓国お粥「松竹」まで地下鉄体験乗車。鮑のお粥で、2日酔いも吹っ飛んだ。腹ごなしに明洞(ミョンドン)へ。教会からは、日曜礼拝が終わったのか、正装した信者がそれは大勢歩いてくる。ソウルの銀座と言われる明洞のドトール・コーヒーで、小休止。アイスコーヒーが甘すぎた。

24時間営業のコンビニエンスストアで買物。ミネラルウォーターは冷たくておいしかった。商店街は、開店前の時間なので、100%のウインドショッピング。空時間があったときの来る店をチェックしておく。9:30から実行委員会会議。大会当日の打合わせ後、会場点検、受付設営に飛び回る。さすがに足が疲れ、むくみ過ぎでサンダルを購入し、オレンジポロシャツに着替えた。

理事会も終了し、受付が大混乱。大会受付でのチェックイン作業に、段取りの悪さあり。深く反省陳謝。第30回定時総会にも急遽、同時通訳を手配することとしたため、予算超過が心配と、事

務局長は頭をかかえていたが、韓国税務士のご来賓が28名ではやむをえまい。

どうやら総会も終了し、期待の大懇親記念パーティーであったがメクチュ(ビール)不足のハプニング。日本のウェーターと異なりメクチュを注いだりしないなど、サービスの違いを感じたかもしれない。でも韓国舞踊には今一度感動した。22時就寝。

8・4(月) 朝6時起床、朝食もそこそこに8:00から実行委員会会議。国際会議本番へ会場準備。シンポジウムの日韓早朝打合わせで突然、会場壇上の変更があり、右往左往。壇上や司会席にイヤホーンがなかつたり、テーブルに配置した水をこぼすやら、あわてて、考試會旗・全青旗を貼るさわぎ。おかげで会場350席が満席の会議が進行、終了直前に予定にない記念撮影があって、やっと昼食。オプション・ツアーを送り出すと、東大門市場へ、衣類の買物に出かけた。夜は「レパンガーデン」のカルビ・ブルコギ。まあよく食べ、よく呑むこと。ついに、飲物代に足がでた。ホテルでシャワー、垢入りタオルで匂を落し、22時就寝。

8・5(火) 朝4時起床、チェックアウトの準備を済ませ朝食後、大会事務局の撤収へ。撤収完了後、地下鉄でキムチ博物館をめざす。地下鉄車中では、大声の物売りや聲唾者の物乞いなど、軍事施設扱いのため写真撮影はできなかった。ソウル市内を約半周した地下鉄ツアー、前日とは違う顔の晴れた日の東大門市場を散策。市内バスへの体験乗車で甥は、車内で転倒。バスの乱暴運転を堪能し、明洞へ。全州ビビンバブの昼食は絶品であったことはいうまでもない。帰路にグアム行のオプションツアーを組まなかつたことで家内はほつとしていた。



金浦空港でのお出迎

ソウル国際シンポジウム

東京青税 宮川 雅夫

1997年8月4日、全国青年税理士連盟は第30回ソウル大会に際して行われた、韓国税務士考試会主催の国際シンポジウムに参加しました。これは1996年6月、韓国税務士考試会が視察のために来日した時の全青主催歓迎会の席上、当時の李考試会会长と高取全青税会長との話し合いにより企画されたものであります。

私はこのシンポジウムにおいて、日本側の基調報告を行う機会に恵まれました。テーマは「韓国と日本の税務士・税理士制度と税務行政の実体と相違」ということになり、日本側からは現行税理士制度・税務行政手続制度の問題点の指摘と、あるべき方向性の提言を行うことになりました。

この準備作業をしている間に、韓国では「国税基本法」の改正案が国会で審議されており、1996年12月には「納税者の権利」の各条項を追加する形での改正が実現したのです。また、大会直前の1997年7月1日にはこの法律に基づき「納税者権利憲章」が制定されました。

長い青税の歴史の中で初めて試みられた国際シンポジウムの開催と時を同じくして、アジアの隣国において先進的な制度が出来たことについては、偶然の一一致とはいえ運命的な時代の潮流を感じずにはいられませんでした。

このシンポジウムの内容については、現在、資料集の改訂版として集大成をするための作業が行われていますが、取り敢えず、私が行った「日本側基調報告」の草稿をご紹介したいと思います。

ソウルシンポジウム・日本側基調報告草稿

はじめに

私達はこのシンポジウムにあたり、日本の税理士制度と税務行政について研究を行うためのプロジェクトチームを作りました。このチームにおいて、現在の制度を批判的に分析した結果、いくつかの問題点が指摘されました。私は、日本の制度の現状をご紹介しながら、改善が望まれるいくつかの点について問題提起をしていきたいと思います。

憲法の理念との関係

1947年に日本国憲法が公布されました。この憲法の基本理念のひとつが「国民主権」の原則であります。国民主権の理念が租税法の分野において表わされているのが「申告納税制度」であると言えます。従って租税制度は、申告納税制度を堅持してゆかなければならぬと考えられます。そして、税理士制度は申告納税制度を支える重要な制度であります。申告納税制度を維持・発展させるためには、専門家の援助が必要であり、従って、税理士は納税者

の権利利益を擁護しなければならないという使命が導きだされるのです。

私達はこのような立場にたち、まず、税理士の使命が法律上明確に規定されるべきとした上で、るべき税理士制度と税制について考えてみました。

お手許の資料集の「日本側基調報告」の項目の順番に従い、概要を報告致します。

税理士の使命

最初に税理士の使命についてです。

我が国の税理士法は1951年に制定されました。第1条の「税理士の使命」の規定は、1980年に税理士法が大幅に改正された時、従来の「税理士の職責」として規定された部分が「税理士の使命」に変更されたのであります。この時の国会審議の過程で、原案には記載されていなかった「申告納税制度の理念にそって」という文言が挿入されたことは、意義のあることでした。

しかし、現行法には税理士が納税者の代理人であ

るとの明確な規定がなく、また条文の「公正な立場」という表現が曖昧であるために、他の規定との関係において多くの問題があるのです。税理士は納税者の代理人としての立場で業務を行うのであることを明確に規定すべきであります。そうなって初めて、税理士が納税者の権利利益を擁護するという使命を果たすことが出来るのです。

税理士の義務

次に税理士の業務について述べます。

税理士法で税理士の独占業務として定められているのは①税務代理②税務書類作成③税務相談の三つの業務です。これらの業務はたとえ無償であっても税理士以外の者は行ってはならないとされており、罰則もある強行規定であります。また、税理士業務に付随して行う会計業務等については、独占業務ではないが税理士の業務であると規定されています。

税理士法が出来てから50年近い時が経ち、業務をとりまく環境は大きく変わってきた。特に、最近のコンピュータの急速な発達は、税理士の業務にも大きな変化をもたらしました。このような状況で税理士業務の規定のあり方にも様々な問題が提起されています。例えば、記帳代行業務はどこまでが税理士の独占業務であるといえるのかということや、将来の事案についての税務相談は税理士の独占業務といえるのかどうかということなどが問題となっています。

また、税理士業務は無償独占業務であるとされていますが、はたして無償のものまでも税理士の独占ということで良いのかどうかという問題も検討されるべきであります。

税理士の資格取得制度

次に資格取得制度について述べます。

現行法上、税理士となる資格は①税理士試験合格者②税理士試験免除者③公認会計士④弁護士の四者に与えられています。また、税理士試験については広範囲にわたる免除の規定が置かれています。免除規定は大きく分けて、①学位による免除と②税務官署の勤務経験による免除との二つがあります。

もともと資格取得制度は、税理士としての資質があるかどうかを検証するための制度ですから、本来は税理士試験によることを原則とすべきであります。それが、他の資格制度との関わりや税務官署出

身者のための労務政策等が考慮されすぎて、原則よりも例外による資格取得者のほうが多くなってしまっている現状は、あきらかに是正すべきであります。

まず、公認会計士と弁護士に無条件で税理士資格を付与することは、それぞれの資格制度にはそれぞれ固有の社会的使命があり、行うべき業務も相違しているのであるから認められません。少なくとも公認会計士には税法の試験を課すべきであり、また、弁護士には会計学の試験を課すべきであります。

学位による試験の免除については、現状が「修士」の学位によっての免除も認められており、しかも法律学等の修士によって税法科目が免除され、さらに商学の修士によって会計学科目が免除されます。このため、人によってはこの両方を履修してすべての科目の免除を受けるという、いわゆるダブルマスターという税理士資格取得の抜け道が存在しており、資質の維持という観点からも放置できない問題であると思います。

また、税務官署の勤務経験による免除については、1980年の税理士法改正により、国税職員の場合、23年以上の勤務経験によって事実上無試験で税理士資格が付与されることが制度化されたのであります。職務経験によって一部の科目が免除されることを認めるとても、一律に全科目を免除するということは資格取得制度としては明らかに均衡を欠いています。このため、退職する国税職員のほとんどが無試験で税理士登録をするのであり、資質の低下のみならず、業界の高齢化と硬直化を招き、結果として国民のための税理士制度にはつながらないのであります。

私達はこの問題は極めて重要であると考えており、既得権保護という壁を壊して、早急に改善されることを望みます。

税理士制度と公認会計士制度

次に公認会計士制度との関係について述べます。

公認会計士の業務は財務書類の監査であります。公認会計士制度は1948年に証券取引法による外部監査を行うために出来ました。さらに、1974年からは商法監査も行われることとなり、この時に、監査法人制度が導入されました。現在は、大企業の監査はほとんど監査法人によって行われています。

このように公認会計士制度は税理士制度とは全く別の資格制度であるのですが、資格取得制度の不合

理により公認会計士には無条件で税理士資格が付与されることと、個人である公認会計士の多くが税理士として税理士業務を行っていることなどから、一般の人からは、公認会計士と税理士の職域区分が明瞭でなくなっているのであります。

いずれにしても、公認会計士は監査の専門家であり、税理士は税務の専門家であり、それぞれの制度には別々の社会的使命が課されているのですから、相互の職域を尊重しつつ、おののの使命を果たすべきであります。従って、公認会計士や監査法人が税理士登録をせずに税務を行ったり、たとえ簡易なものであっても税理士が監査を行うというような方向性には私達は賛成出来ないです。

税理士の代理権

税理士の代理権についても問題があります。

税理士法においては、税理士が納税者の代理人であるという明確な規定がないために、いくつかの不合理があります。例えば、税務調査を行う場合には当然代理人に通知されるべきでありますが、法律上必ずしもそのような規定になっておりません。また、税理士が関わった事案について訴訟になった場合にも、税理士が代理人として法廷で意見を述べる機会は与えられていませんが、これを出廷陳述権として法的に確立すべきです。

なお、税理士制度が納税者の代理人としての制度として機能するためには、税理士法だけでなく、税務行政手続の法的整備もすすめられなければなりません。

税理士に対する義務規定

次に税理士に対する義務規定についてですが、

現行税理士法は、制定当初から税理士を取り締まるための立法という側面があり、現在多くの義務規定が存在しています。これらについては、納税者の立場に立ち、納税者に対する税理士の義務を規定するという観点から改められるべきです。

税理士会の自治権

次に税理士会の自治権について述べます。



税理士法上、税理士に対して大蔵大臣が懲戒権を持っており、国税庁長官が監督権を持っています。また、大蔵大臣には税理士会総会の決議取消権や役員解任権などの権限が与えられており、税理士制度は行政府の監督に服しているのが現状であります。これでは、自由職業人の団体とはいえません。

税理士が申告納税制度を支え、納税者の権利利益を擁護するための代理人としての社会的使命を果たしてゆくためには、少なくとも税務当局の監督のもとにあることは不合理であります。税理士は監督官庁を持たずに、自らの見識において社会貢献をしてゆくために自治権を獲得しなければなりません。

税理士会の機構

税理士会の機構についての問題点としては、日本税理士会連合会の組織について指摘したいと思います。

日本税理士会連合会の会員は、各地域に設立されている14の税理士会となっており、税理士個々人は連合会の会員ではありません。このため、日本税理士会連合会の総会には全国の税理士は直接参加することが出来ず、また、会長の選出にあたっても現在は僅か114名の役員の投票で決めているという、極めて非民主的な機構となっています。

私達は日本税理士会連合会がより民主的に運営されるために、この会の機構改革をしなければならないと考えています。

税理士の日常業務

次に税理士の日常業務についてですが、一般的な税理士事務所が、おおよそどのような活動を行って

いるかということについては、資料集に記載してありますのでご覧下さい。

税理士の民事責任

次に税理士の民事責任についてです。

最近、税理士が民事責任を問われて訴訟を起こされる事例が増加しています。また、裁判所は税理士の専門家としての責任を重く判断する傾向があり、税理士業務を遂行していく上で重大な問題となっています。

税理士の社会的使命に照らし、まず民事責任を問われることのないような業務遂行のあり方を構築するとともに、万が一トラブルになった場合の備えとして、職業賠償責任保険制度の見直しなども検討すべきであります。

税理士業務の共同化

税理士業務の共同化については、税務が複雑化・高度化・国際化していく中で、依頼者のニーズにこたえるため、また、事務所経営の合理化などの要請から法人化を望む意見も有力であります。現行法上、税理士には個人事務所しか認められていないのですが、今後の課題として法人化についても検討されていくことになるだろうと思います。

税務行政機関の概要

日本の税務行政機関の概要につきましては、資料集に機構図も掲載しておりますのでご覧下さい。

税務調査の実態と現状

次に日本における税務調査の実態について述べます。

税務調査には、脱税事件を摘発するための強制調査と、質問検査権に基づく任意調査がありますが、我々税理士にとって特に重要な業務は任意調査への対応であります。税務調査は国家権力の行使の現われですから、もっとも納税者の権利利益が侵害される恐れのある場面であり、従って、その立会いは税理士が納税者の代理人としての使命を果たすための重要な業務であります。

残念ながら日本においては、税務行政手続の内、特に事前手続についての法的整備が不十分であり、税務調査についても個別税法において行政庁に大幅な裁量権を認めており質問検査権の規定があるだけ

であります。乎統的にも、事前通知のない調査であっても有効であるなど問題が多いのです。

また、調査の顛末として非違の指摘があると、多くの場合に修正申告の懲罰が行われます。修正申告に応じた場合は、事後救済の道が閉ざされることになり、納税者の権利は守られません。

私達は国民主権の理念に基づき、税務行政についても適正手続きが保障されなければならないと考えています。

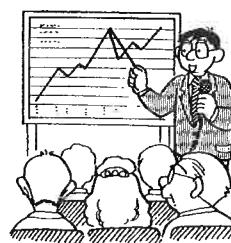
納税者権利憲章

そのためには手続法の整備とともに、早急に納税者権利憲章の制定が望まれます。

韓国において、国税基本法を改正し、納税者の権利の各条項を定め、さらに納税者権利憲章を公布したことは、私達が望んでいる適正手続きがいちはやく整備されたという意味で敬服をするとあります。我が国においても見習うべき法制度であると思います。

* * *

以上で日本側基調報告を終わります。ありがとうございました。



日税連総会を傍聴して

——一度は行ってみたい日税連総会、
でも二度行ってもしょうがない——

東京青税 名倉 明彦



冷夏といわれながらも茹る様な暑さの去る7月25日、昼食もそこそこに車を飛ばした。目的は、港区の東京全日空ホテルで開催される日本税理士会連合会第41回定期総会の傍聴である。時間にルーズな私にはめずらしく15分前に到着。会場がわからず5分程ウロチョロ。やっと全国青税のメンバーと合流し、傍聴受付もなく総会会場に入る。会場は、演壇のすぐ後に口の字型の会議席。その後方に表彰者席、両サイドが新・旧理事席、最後方の壁際に30程のイス席のみの傍聴者席というレイアウト。我々全青の数名は、傍聴者席の中央部分に陣取る。参加者は300名ぐらいだろうか。

さて、定刻1時30分、一大イベントの始まりである。開会のことば、平田会長挨拶（この時点で既に、会長選挙会の結果を発表。前日の各単位税理士会から選ばれた日税連理事予定者114名の投票による会長選考会により、64票対50票で、現職の平田会長を破り、森金次郎氏（近畿税理士会会长）が新会長に選出）、顧問・相談役紹介、総会成立の報告と続き、東京税理士会平山会長が議長に選任され、議事録署名人選任の後、議案の審議に入った。第1号議案の平成8年度事業概況報告書承認の件から、第5号議案役員の任期満了に伴う改選の件まで、ものの30分程で終了。これでも今年は議案の説明時間が長い方だという。前記口の字型の議場で、本当に簡略な提案の後、即議決、ハイッと13人が挙手。これを5回繰り返して終わりである。（会場には議案書も持たない人が大勢いた）あー何というセレモニーなのだ。私も青税に入会して初めて知ったことであるが、日本税理士会連合会とは、14の各単位税理士会から構成されており、議長を除く13の各税理士会の会長は、5月31日現在の各税理士会の会員数に応じた議決権を持って挙手しているのである。正副会長会、常務理事会、理事会と審議を重ねている

訳で、確かに自分達の作った議案に対して、正副会長会の構成メンバーである13人に異論などあろうはずはない。しかし、東京税理士会や支部の総会に出席した経験から、会員が質問や意見等何でも発言できるのが総会だと思っていた私には、異様な光景にしか思えなかった。日税連とはバケモノみたいなところで、一般の会員の声など届くところではないのだろうか。せめて、司法書士会連合会や税理士政治連盟の様に、代議員制を採用するとかできないものだろうか？前会長が目論んだトップダウン方式ではなく、森新会長には、日税連の民主的な機構改革を切に望むものである。

議事終了の後、表彰、愛のボランティア会の寄付金贈呈、退任役員挨拶と続き、森新会長から「動乱の時代にあって、対話と信義を基本に会務の執行に当たりたい」旨の挨拶があり、顧問・相談役挨拶の後、3時20分頃閉会となる。やれやれ終わった。その後4時からは、大蔵大臣や国税庁長官を招待し、盛大な懇親会が挙行されたらしいが、顧問先の決算等の為帰所することとした。

帰り際、青税先輩の某理事から「これボクの今日の交通費、お茶でも飲んでいって」と茶封筒。中味は5千円也。そうか、東京の理事の交通費は5千円なのだ。聞いた話だが、日税連の理事には日当とグリーン車分の交通費が支給されるらしい。あー、こんなセレモニーと、ハデな懇親会と高額な交通費はいったい誰が負担しているんだろう。そう我々6万2千の税理士会会員なのですよ。何とも空しい1日であった。

——一度は行ってみたい日税連総会、でもこのままじゃ二度行ってもしょうがない——実感。



'97 全青税秋季シンポジウム

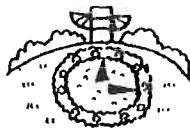
神戸発 21世紀への提言

消費税の現状分析と問題点

11月9日は、



神戸に集合！



近畿青税 三木政司

今年の全青税秋季シンポジウムは、11月9日に神戸ポートアイランドの神戸国際会議場で行われます。ご存じのように、兵庫県南東部は平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災によって、大きな被害を受けました。神戸では目に見える建物等のインフラの復興の足取りは順調に進んではいますが、住民はまだまだ心の傷が癒えではないように思われます。また、高齢者の住宅再入居問題は、この震災に限らず全国的な問題となると思います。

さて、今回のシンポジウムのテーマは“消費税”となっています。平成元年に消費税が導入されてから早くも8年が経過しました。その間に益税の見直し等の小さな改正を経て、本年4月より5%への税率の改正（地方消費税の創設）と、当初の消費税の定着を狙った甘い税制から間接税本来の根こそぎ課税の本質がようやく現れてきました。当初の直間比率のは是正と言っていたのですが、本当に直間比率は是正はされたのでしょうか。さらにインボイスの方が、実務的には簡単だと思わしめるような記帳業務化は、どんな影響を与えていくのでしょうか。福祉のためと言いながら福祉に

は使用されていない増税分は何に使われているのでしょうか。政府の福祉政策の失敗、すなわち老人医療保険制度やこのままでは破綻してしまう年金制度のために消費税率の再度の引き上げで対処しようとしています。打出の小槌のように使われる消費税、当初に懸念されていたことがもはや現実となってきています。消費税が税制に中立だから、消費税の税率引き上げ論議には率先して賛成を表明する経済諸団体、その本心は法人税の引き下げの財源としか考えていないように思われてもしようがないでしょう。このように、消費税にはまだまだ論議する点があるように思います。シンポジウムでの活発な議論を期待し、消費税のあり方を再検討したいと思います。

また、近畿青税ではテーマを震災に選び、震災時の税制の問題点を検討したいと思っています。今後に震災が発生した場合の参考になればと考えています。

このように盛りだくさんな内容を抱えてシンポジウムが行われます。是非とも11月9日には、神戸でお会いしましょう。